

# 大阪市立加賀屋小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、関係小中学校との連携を図りつつ「加賀屋小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組む。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

### ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取り組み

「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)」第1条、第3条および第13条を踏まえ、いじめを許さない学校づくりを進めるために、児童の意識改革を図り、道徳教育・人権教育をはじめとする様々な校内の取り組みを充実させる。

### ②いじめの未然防止・早期発見のための取り組み

いじめの未然防止・早期発見のため、児童どうしが互いを認め合える集団づくり、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる雰囲気づくり、すべての児童が安心かつ安全に学校生活を送ることができる教職員体制の確立を前進させる。

### ③家庭や地域と積極的に連携する取り組み

地域や家庭に対して、いじめに関する問題の認識を広めるとともに、地域や家庭との緊密な連携と協力を強める。また、関係小学校や接続中学校との連携関係をさらに深め、協力して取り組んでいく。

## 3. いじめの未然防止についての取り組み

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

### (1) 授業改善について

本校策定の「基本方針」に基づき、授業の改善を図るために以下を進める。

#### ○基礎・基本の定着

深い教材研究、児童の実態把握、周到な計画と指導法の工夫と改善を行う。

#### ○主体的に学び、考える子どもの育成(自己教育力)

- ・「教えて考えさせる授業」から「自ら学ぶ」授業へ工夫する。
- ・「学び方を学ぶ」授業を発展させて「学ぶ力を育てる」授業をめざす。
- ・学力向上の源、主体的な学習の原動力である「学習意欲を向上」させる授業を展開する。
- ・わかる、できる喜びを味わわせる学習指導法を追究する。

- ・減点主義ではなく、加点主義の見方で子どもを認め育てる。
- ・体験的な学習を推進する。

#### ○授業形態の工夫

- ・自力解決：ペア、グループ、少人数、習熟度別、課題別、T T、一斉学習
- ・話し合い活動：ディベート、ロールプレイング、グループワーク 等
- ・ICTを活用した授業の実践

#### ○学校生活のあらゆる機会をとらえての豊かな「表現力」「伝え合う力」の育成

- ・人と人とのかかわりを創る。
- ・意図的で必然的な表現活動を各教科、総合的な学習の時間、特別活動を通して実践する。

### (2) 自己有用感を高めるために(児童会活動やキャリア教育の計画等から)

本校策定の「基本方針」に基づき、児童の自己有用感の高揚を図るために以下を進める。

- 横並びの平等ではなく、一人一人の生活背景や個の実態に応じた指導と教育的配慮を進める。
- さまざまな立場や生活背景等を有した子どもたちが、共に生活していることを常に意識し、指導の観点から抜けないようにする。
- 一人一人の子どもが集団の一員としての自覚と集団への所属感や連帯感をもち、互いに違いを認め合い、高め合う自立的で差別のない集団を育成する。
- 友人関係や集団づくり、社会性の育成などを進めるために、社会見学や遠足などの「体験的な学習」の取り組みの充実や、学級・学年活動、たてわり班活動などの形態の工夫を図り、児童自らが主体的に気づき、経験できる機会を積極的につくる。
- 「自分は人のために役に立っている」「大切に思ってくれる人がいて満足している」などをあらゆる教育活動のなかで体験、実感させ、児童の自尊感情を育てていく。

### (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

本校策定の「基本方針」に基づき、いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成を図るために以下を進める。

- 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させる。
- 社会における規範やきまりを守ることの意義などを指導し、規範意識の醸成と道徳性や社会性の伸長を図る。

## 4. いじめの早期発見についての取り組み

### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。また、いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に実態把握を行い、対応する。

- 「いじめ防止対策推進法第23条」を踏まえ、児童の細かな変化を見逃さず、気づいた情報を確実に共有するために、教職員間の情報交換に努めるとともに、保護者との連携を密にし、相談体制の強化を図る。
- 情報については、定期的実施する「いじめアンケート」のほかに、児童が教職員に相談しやすい信頼関係づくりや雰囲気づくりに努める。また、児童や保護者に対して、関係諸機関の「いじめ相談窓口」の周知を行う
- 当事者である児童の保護者からだけでなく、他の保護者や地域からの情報も積極的に収

集するために、「家庭訪問」「個人懇談会」や「学級懇談会」、「PTA」「地域見守り隊」「はぐくみネット」「学校協議会」「民生委員」「児童委員」「いきいき活動指導員」などからの情報収集に努める。

- 児童の情報については、毎月の職員会議に「スクリーニング会議」として、気になる子どもの情報交換を位置付けている。また、「学年研修会」、「職員朝会」により、教職員間での情報交換を定期的に行う。

## 5. いじめの早期解決についての取り組み

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- 「いじめ防止対策推進法第23条」により、いじめ事案を発見または通報を受けた場合は、遅滞なく全教職員で情報を共有できるよう、校長および教頭へ速やかに報告を行う体制を整える。管理職は、緊急の「職員会議」や「いじめ対策委員会」を開催し、特定の教職員で対応することなく、学校全体で対応するための体制を整備し、解決への対応を進める。
- 被害児童の保護や加害児童の指導については、「いじめ対策委員会」で具体的な方針や対応を検討し、学校全体で解決をすすめる。暴力的な行為や暴力を伴ういじめ事案である場合については、速やかに止めることを最優先に対応する。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう児童に指導する。また、加害児童に同調していた児童に対しては、それらはいじめに加担する行為であると理解させるように指導を行う。また、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、無くしていこうとする態度を育てていく。
- 大阪市教育委員会をはじめ、所轄警察署、こども相談センター、区役所子育て相談室、スクールカウンセラー、民生委員、児童委員などの関係諸機関との連携を行い、いじめ事案の解決に向け対処する。
- ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

「いじめ防止対策推進法第22条」により、次の校内組織を置く。

【組織名】 いじめ対策委員会

【構成】 校長、教頭、教務主任、生活指導部長、人権教育主担、各学年担任代表、  
(事案に応じて必要な教職員も加わるものとする)

【役割】

「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。また、いじめやいじめの疑いに関係する情報が生じた場合は、緊急に会議を開催し、情報の収集や共有、関係児童への事実確認、指導および支援などの方針の検討や決定を行うとともに、解決に向

けての取り組みを進める。また、関係諸機関や保護者との連携を深める。

## 【年間計画】

### <調査等>

- 児童個人端末においても、学期に1回は必ず、いじめ調査を行う。
- 担任は、「いじめ実態調査票」に集約する。年3回（6月、11月、2月）  
「いつ」「誰に」「どんなことを」「解決したか」  
→「運営の計画」の評価の際に、いじめ解消率をあげる
- 保護者対象聞き取り調査 年3回（5月家庭訪問、7月・12月の個人懇談時）
- 学級担任による教育相談・聞き取り調査 適宜実施

### <いじめ対策委員会>

- スクリーニング会議に位置付けて、気になる子どもの情報交換を行う。  
年11回（4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月）

### <研修会>

- 人権教育にかかる研修会 年3回実施

## (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- 学校だよりやホームページなどで、人権教育やいじめに対する学校の取り組みについての情報発信と啓発を積極的に推進する。
- 学校協議会やPTA役員会、実行委員会で現状報告を行い、地域、保護者の理解と協力を求める。

## (3) 取組内容の検証

- 「いじめ対策委員会」にて指導方法や事後の状態について検証し、指導や支援の方法についての改善を図る。
- 「運営に関する計画」の道徳心・社会性の育成との関連を検証し、中間評価・最終評価でも確認する。

## 7. 重大事案への対処

### (1) 報告および対応

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査と対応を行う。
- 学校の対応としては、事実を隠すことなく、事態の混乱を招かないように窓口を一本化し、誠実な対応を心がける。

### (2) 調査組織の設置と事実関係の明確化

- 学校および教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査を行うために、速やかに「いじめ対策委員会」を設置する。
- 調査に当たっては、因果関係の特定に急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに明らかにすることに努める。

### (3) 調査結果の提供および報告

- 学校および教育委員会は、明らかになった事実については、窓口となる担当者を通して発信する。特に、被害児童およびその保護者に対しては適切な情報提供を心がける。
- 調査結果については、被害児童およびその保護者の所見を添え、学校長を通じて教育委員会に報告する。

# 加賀屋小学校 いじめ対応フロー図

**教職員研修について** = 年に2回校内研修を実施する。  
 (いじめ防止に関する校内研修を1回以上開催する。教育委員会事務局指導部または教育センターが開催する研修の伝達研修を1回以上行う)

**早期発見のために** = ・日々の観察 ・いじめアンケートの実施 (学期に1回、年に3回)  
 ・教育相談の実施 ・SCによるカウンセリング  
 ・家庭や地域との連携 ・学校以外の相談窓口の周知

## いじめの可能性に気付いたとき

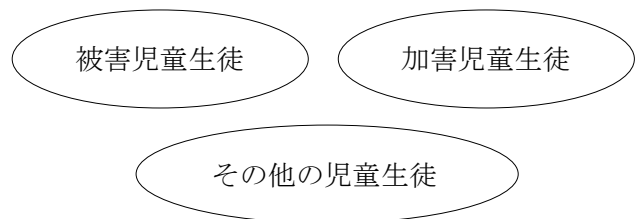
**全教職員** ・いじめと疑われる行為を発見した ・児童から相談や訴えがあった ・外部から通報があった  
 ・保護者から相談や訴えがあった ・いじめアンケートに記載があった 等

**校長・副校長・教頭** ・いじめ対策のための組織 (例 いじめ対策委員会等の開催)

**いじめ対策のための組織 (校長が組織の長) 会議**  
 (校長・教頭・生活指導部長・教務主任  
 ・保健主事・人権教育主担・養護教諭・担任  
 ・必要に応じて、SC・SSW など)

**【協議内容】 初期対応の検討**

- ・把握できている情報の共有
- ・被害児童の安全確保、心のケア、学習支援の方法  
 → 初期段階より SC による心のケア



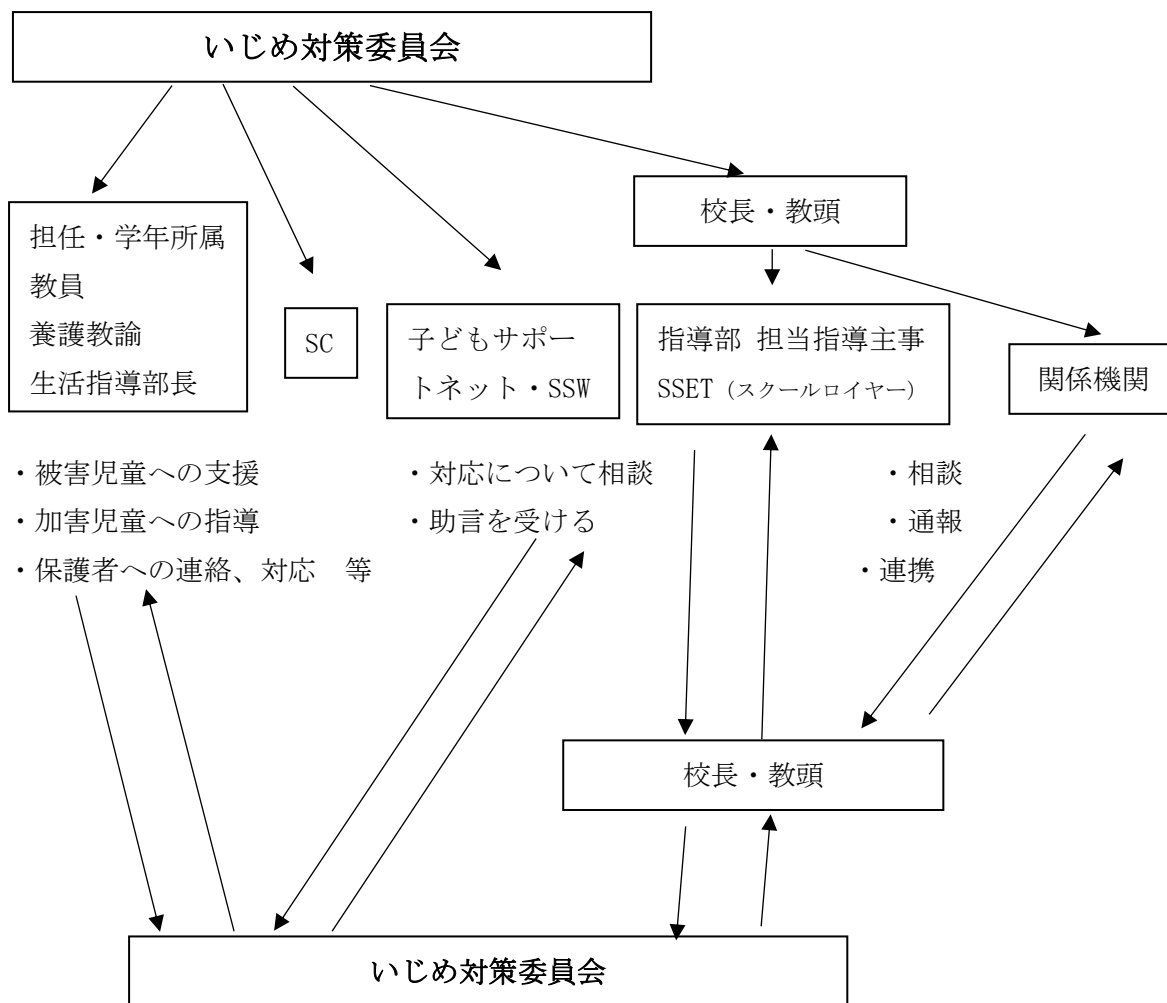
・聞き取り方法 (どの教職員が、どこで、どのように、何 (内容) を聞き取るか?)

**担任・学年所属教員・生活指導部長等** ・児童からの聞き取り等

**【協議内容】 指導方針・指導方法の決定**

- ・聞き取った情報の共有
- ・更なる事実確認の必要性の有無
- ・被害児童への具体的な支援の方法 (どの教職員が、どのような支援を、どのように行うか?)
- ・加害児童への具体的な指導の方法 (どの教職員が、どのような指導を、どのように行うか?)
- ・保護者への連絡について (どの教職員が、どのような方法で行うか? 説明する内容は?)
- ・関係機関との連携について (連携の必要があるか? 連携の必要がある場合、どの関係機関と、どのように連携するか?)
- ・その他の児童への働きかけの方法 (どの教職員が、どのように行うか?)

**いじめ対策のための組織会議**



【協議内容】 更なる対応の検討・進捗管理

- ・被害児童の安全確保、心のケア、学習支援について報告  
更なる対応の検討
- ・加害児童への指導について報告、更なる対応の検討
- ・保護者への連絡や対応について報告、更なる対応の検討
- ・SSW、スクールロイヤーの助言を踏まえた対応の検討
- ・関係機関との連携について報告、更なる連携の検討

全教職員

・ 日々の見守り

「被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。」

「いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。」

以上の2つの要件が満たされれば、解消となる。